

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等） 第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防 止する必要のあるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。	（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等） 第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防 止する必要のあるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。

2
} 11

(略)

2
} 11

(略)

○旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第三条（略）

2（略）

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）

三（略）

4（6）（略）

第三条（略）

2（略）

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）

三（略）

4（6）（略）

○地価税法（平成三年法律第六十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第六条関係） 一～五（略）	別表第一（第六条関係） 一～五（略）
六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童 福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一 項（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。 ）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第 二十九条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老 人ホーム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六 号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の 施設の用に供されている土地等 七～二十四（略）	六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童 福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条（児 童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老 人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九 条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホー ム又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第 二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の施設の 用に供されている土地等 七～二十四（略）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第十条関係）

別表（第十条関係）

事業の区分		国の負担割合		事業の区分	国の負担割合
（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで	児童福祉施設	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで
（略）	（略）	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで	児童福祉施設	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

第十五条 （略）

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十一年法律第二百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第十五条规定（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平

第十五条 （略）

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九项及び母子保健法（昭和四十一年法律第二百四十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平成第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた

成十七年法律第 号) 第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することができる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項(母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を担当す

者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項の規定により医療機関の請求すことのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項(母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十二条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

355

（略）

第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七若しくは第三十二条の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十二条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

355

（略）

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十五条（略）

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十年法律第二百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）第十五条第三項若しくは第二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平

第十五条（略）

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平

は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七

十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当す

成十七年法律第 号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することができる診療報酬の額又は被

爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原

子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項（母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、

その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当す

) 第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の二第二十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の二第二十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

35 (略)

る者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の二第二十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の二第二十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

35 (略)

○少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（公訴の提起）

第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一～三 （略）

四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第六号の罪

五 （略）

2 （略）

（公訴の提起）

第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一～三 （略）

四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第五号の罪

五 （略）

2 （略）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
-------------	--------

（業務）

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一～六 （略）

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

2・3 （略）

（業務）

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一～六 （略）

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条 第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施

2・3 （略）

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）新田改照表（平成十八年十月一日施行）

（支取第四一条認定）

（改定の部分を改正部分）

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

現

行

改

正

案

職員の区分 号俸	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
12	211,700	278,300	328,600	361,900	453,400	503,400
13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
17	238,400	315,300	360,600	405,200	436,300	482,800
18	243,000	322,500	367,500	440,000	466,900	500,000
19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	486,900
20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	497,500
21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	501,100
22	259,500	340,900	371,300	420,100	455,500	505,100
23	262,900	344,000	373,800	423,600	457,100	507,100
24	266,200	346,300	376,400	427,100	461,600	511,600
25	269,000	348,500	379,000	430,100	465,100	515,100
26	271,600	350,800	381,600	432,800	467,600	517,600
27	273,700	353,000	384,400	434,500	472,100	521,100
28	275,700	355,200	385,700	437,200	475,600	524,600
29	277,700	357,600	387,100	441,100	478,100	527,100
30	279,600	359,800	389,400	445,100	481,600	530,600
31	281,500	362,100	391,700	449,100	485,100	534,100
32	283,400	364,300	394,400	452,100	488,600	537,600
33	285,200	366,600	396,700	455,100	492,100	541,100
34	287,100	368,900	399,100	458,100	495,600	544,600
35	288,900	370,800	400,800	461,100	498,100	547,100
36	290,800	372,600	402,500	464,100	499,600	548,600
37	292,600	374,400	404,200	467,100	502,100	551,100
38	294,400	376,100	405,900	470,100	504,600	553,600
39	296,100	377,800	407,600	473,100	507,100	556,100
再任用職員	201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援助施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

職員の区分 号俸	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
3	157,400	204,400	254,700	275,600	306,900	342,300
4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
12	211,700	278,300	328,600	361,900	453,400	503,400
13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
17	238,400	315,300	360,600	405,200	440,000	482,800
18	243,000	322,500	367,500	440,400	474,900	500,000
19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	486,900
20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	497,500
21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	501,100
22	259,500	340,900	371,300	420,100	455,500	505,100
23	262,900	344,000	373,800	423,600	457,100	507,100
24	266,200	346,300	376,400	427,100	461,600	511,600
25	269,000	348,500	379,000	430,100	465,100	515,100
26	271,600	350,800	381,600	432,800	467,600	517,600
27	273,700	353,000	384,400	434,500	469,100	519,100
28	275,700	355,200	385,700	437,200	472,100	521,100
29	277,700	357,600	387,100	441,100	475,600	524,600
30	279,600	359,800	389,400	445,100	478,100	527,100
31	281,500	362,100	391,700	449,100	481,600	530,600
32	283,400	364,300	394,400	452,100	485,100	534,100
33	285,200	366,600	396,700	455,100	488,600	537,600
34	287,100	368,900	399,100	458,100	491,600	541,100
35	288,900	370,800	400,800	461,100	494,600	544,600
36	290,800	372,600	402,500	464,100	497,600	547,100
37	292,600	374,400	404,200	467,100	500,600	550,600
38	294,400	376,100	405,900	470,100	503,600	553,600
39	296,100	377,800	407,600	473,100	506,600	556,600
再任用職員	201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第二百二条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	第二条 (略)	第二条 (略)
一 (略)	(無償貸付)	(無償貸付)
二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。	2 (略)	2 (略)
イ～ハ (略)	一 (略)	一 (略)
二 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用	イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第二号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一	三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げ	

若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

る用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、

又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用

3 四六 (略)
五七 (略)